



オンライン学習実施に関する



ガイドライン【概要】

～松原市の子どもの学びを止めないために～ 松原市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の「第4波」の下で求められること

- ① 学校で感染が拡大しクラスターが発生する可能性も視野に入れ、学校が臨時休業になった時は子どもたちの「学びを止めない」ために、オンライン授業・オンライン学習を実施する。
- ② 感染者や濃厚接触者等と確認されたことなどにより、一定期間登校できない児童生徒の個別の学習支援や、心のケア等のため、Chromebook端末を活用して学習を行う。

以上のことを鑑み「オンライン学習実施に関するガイドライン」を策定しました。

各学校はガイドラインに基づき、必要に応じてChromebookなどの端末を活用したオンライン学習を実施します。

【クラスター発生等による臨時休業期間には】

- ・学校が臨時休業となった場合、原則オンライン授業を実施します。
(実施日数については、休業期間の設定日数等をふまえ、教育委員会と協議し決定します。)
- ・午前中を基本として2～3コマ行います。(1コマの長さは弾力的に運用します。)
- ・午後は教科書やプリントを使った学習やChromebook端末を活用したオンライン学習などを行います。

【感染者や濃厚接触者と確認されたことなどにより、一定期間

登校できない児童生徒への学習支援、心のケア等については】

- ・当該児童生徒・保護者への説明を十分行い、了承を得た上で、オンラインでの学習支援を実施します。
- ・心のケアを最優先に行い、放課後等にオンライン等による面談や学習支援を行います。
- ・日常の授業をオンラインで配信する場合、児童生徒の個人情報も配信されることも考慮した上で配信を行います。



以上のガイドラインについての詳細は、
松原市教育委員会ホームページ(新設)にてご覧になれます

このQRコードよりご覧になれます

ガイドラインにおける言葉の意味

- オンライン授業 : 家庭に持ち帰ったchromebookなどを用いて行う、google MeetやZoomなどを利用した同時双方向型の授業
- オンライン学習 : 家庭に持ち帰ったchromebookなどを用いて行う、インターネットと接続するなどして児童生徒が個別で行う学習